

病理

病理組織標本作製									
コード	検査項目 JLAC10コード	検 体	容器 (No.)	保 存	所要 日数	実施料 判断区分	検査方法	備 考	
1001	病理組織標本作製	ホルマリン固定組織		室 温 15～30℃	3～10	1臓器につき 860 病理	ヘマトキシリン・エオジン染色		
1101	病理組織特殊染色標本	ホルマリン固定組織		室 温 15～30℃	3～6		各種染色	138ページ参照	
1141	病理組織免疫染色標本	ホルマリン固定組織		室 温 15～30℃	3～6	400 (下記参照) 病理	デキストランポリマー法	139・140ページ参照	
1221	エストロゲンレセプター(ER) 4H010-0000-070-666	ホルマリン固定組織		室 温 15～30℃	4～7	720 病理	デキストランポリマー法		
1222	プロゲステロンレセプター(PgR) 4H015-0000-070-666	ホルマリン固定組織		室 温 15～30℃	4～7	690 病理	デキストランポリマー法		
1199	HER2/neuタンパク 5D590-1301-070-666	注) 24～48時間以内で 固定された組織病理		室 温 15～30℃	6～8	690 病理	免疫組織化学染色 (IHC法)		

※3臓器を限度として算定する。

- 次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定。
 - (1)気管支及び肺臓 (2)食道 (3)胃及び十二指腸
 - (4)小腸 (5)盲腸 (6)上行結腸、横行結腸及び下行結腸
 - (7)S状結腸 (8)直腸 (9)子宮体部及び子宮頸部
- 1臓器又は1部位から多数のブロック、標本等を作製、検鏡した場合であっても1臓器又は1部位の標本作製として算定。ただし、HER2タンパクは、化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、本標本作製を再度行う場合に限り、別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作成を令和6年3月31日以降に実施した場合にあっては、令和8年5月31日までの間に限る。))。なお、再度免疫染色が必要である医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本を作製した場合であっても、所定点数のみ算定。
- リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数えるが、複数の所属リンパ節が1臓器について存在する場合は、当該複数の所属リンパ節を1臓器として数える。
- 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定

- する。免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製、病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。
- エストロゲンレセプターの免疫染色とプロゲステロンレセプターの免疫染色を同一月に実施した場合は、いずれかの主たる病理組織標本作製の所定点数に180点を加算する。
 - HER2タンパクは、半定量検査又はEIA法を行った場合に限り算定。
 - 原発不明癌、原発性脳腫瘍、悪性リンパ腫、悪性中皮腫、肺悪性腫瘍(腺癌、扁平上皮癌)、消化管間質腫瘍(GIST)、慢性腎炎、内分泌腫瘍、軟部腫瘍、皮膚の血管炎、水疱症(天疱瘡、類天疱瘡等)、悪性黒色腫、筋ジストロフィー又は筋炎が疑われる患者に対して、確定のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色を実施した場合に、1200点を加算。これらの疾患が疑われる患者であっても3種類以下の抗体で免疫染色を行った場合は、当該加算は算定できない。肺悪性腫瘍(腺癌、扁平上皮癌)が疑われる患者に対して加算を算定する場合は、腫瘍が未分化であった場合等HE染色では腺癌又は扁平上皮癌の判定が困難な患者に限り算定することとし、その医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。なお、次に掲げるいずれかの項目を既に算定している場合には、当該加算は算定できない。悪性腫瘍組織検査の悪性腫瘍遺伝子検査の(イ)処理が容易なもの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもの(肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査又はALK融合遺伝子検査に限る。)悪性腫瘍組織検査の悪性腫瘍遺伝子検査の(ロ)処理が複雑なもの(肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14遺伝子検査(同)及びRET融合遺伝子検査に限る。)ALK融合遺伝子検査標本作製を算定している場合には、当該加算は算定できない。

注) 48時間以上の固定時間で処理された組織は、偽陰性となる場合があります。

病理組織標本作製の流れ

・ブロック、標本保存期間は原則5年間とする。

